

報道関係者 各位

令和2年12月25日

【照会先】

職業安定局障害者雇用対策課

課長 小野寺 徳子

主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰

(代表電話) 03(5253)1111(内線5650、5868)

(直通電話) 03(3502)6775

## 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 企業名公表について

～障害者の雇用状況に改善が見られない1社を公表します～

- 民間企業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」)第47条に基づき、障害者雇入れ計画の適正実施勧告に従わず、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、企業名を公表することができることとなっていますが、厚生労働省は25日、1社について、次の通り企業名を公表します。

### 【障害者の雇用状況に改善が見られない企業】

成豊建設 株式会社 (本社：東京都渋谷区、代表者 上山 晃彦、土木工事業)

### 1 企業名の公表

平成30年度は、平成27年の1月1日を始期とし平成28年12月31日を終期とする雇入れ計画を作成した246社のうち雇用状況の改善が特に悪かった26社と、平成29年度に公表猶予した2社の計28社を対象に、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、企業名を公表することを前提とした指導を実施してきました。

その結果、上記の1社は、現在に至るまでも雇用状況に改善が見られないため、企業名を公表します。<sup>注</sup>

当省では今後、企業名を公表した企業に対し、引き続き、雇用率達成に向けた指導を実施する予定です。

(注) 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。

これにより、本来指導終了後の平成31年1月1日以降、雇用状況に改善が見られない企業については平成31年3月末に公表とするところ、今般公表するものです。

### <公表企業数の推移(単位:社)>

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
企業数	6	3	0	0	8	0	2	0	0	0	1

### <参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の促進するため、民間企業に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業は2.2%)以上の障害者の雇用に義務付けています。法定雇用率を達成

していない場合は、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」の作成命令（第46条第1項）や計画の適正実施の勧告（第46条第6項）を行い、勧告に従わない場合は、企業名を公表できることになっています（第47条）。















